入札約款

いすみ鉄道株式会社

（目的）

第１条　いすみ鉄道株式会社（以下「当社」という。）の発注に係る建設工事の請負、及びこれに係る設計等に関する委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

（入札等）

第２条　入札参加者は、設計図書、示方書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書、示方書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は別記第１号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

３　入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第２号様式による委任状を持参させなければならない。

４　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　いったん提出した入札書は、金額及び件名等の重要事項の記入間違い又は無記入等の理由のいかんにかかわらず、書き直し、引換え又は撤回することはできない。

６　１回目の入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

７　無効となる入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

（入札の取り止め等）

第３条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効となる入札）

第４条　次の各号の一に該当する場合その入札者の入札を無効とする。

⑴　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　委任状を持参しない代理人のした入札

⑶　記名押印を欠く入札

⑷　金額を訂正した入札

⑸　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑹　明らかに連合であると認められる入札

⑺　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

⑻　１回目の入札に参加しない者がした再度入札
⑼　無効となる入札をした者がした再度入札
⑽ その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第５条　入札を行った者のうち、あらかじめ当社が決めた基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第６条　落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときはこれに代わって入札事務に関係のない当社の社員にくじを引かせる。

（再度入札）

第７条　開札した場合において、各人の入札のうち基準価格に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

２　再度入札の回数は原則として、２回までとする。

（入札金額見積内訳書の提出）

第８条　落札者は、落札決定の日から７日以内に入札金額見積内訳書を提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　契約担当者は、必要があるときは入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

（契約の締結）

第９条　落札者は、落札決定の日から７日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

（異議の申立）

第１０条　入札をした者は、入札後この約款、設計図書、示方書、契約書案及び現場等についての不明を理由とし異議を申し出ることはできない。

附　則

この規程は、平成８年７月１日から適用する。

別　記

第１号様式（第２条）

入札書

金　　円

工事名（件名）

工事箇所

御指示の入札約款を遵守し、上記金額に消費税額を加算した金額をもって工事請負契約書（請書）のとおり請負いたします。

年　　月　　日

住所

氏名　　印

代理人氏名　　印

いすみ鉄道株式会社

（代表者　職氏名　）　様

第２号様式（第２条）

委任状

年　　月　　日

いすみ鉄道株式会社

（代表者　職氏名　）　様

住所

氏名　　印

私は都合により（　　）を代理人と定め、下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事名（件名）

工事箇所

建設工事等契約事務取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、いすみ鉄道株式会社（以下「当社」という。）が発注する建設工事及びこれに係る設計等（以下「工事等」という。）に係る契約事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の意義は次のとおりとする。

⑴　「契約責任者」とは、契約の締結、履行、解除、その他契約に関する一切の事務を担当する当社の者をいう。

⑵　「契約担当者」とは、入札に関する事務を担当する当社の者をいう。

⑶　「主務課長」とは、工事等の契約の締結及び施工に関する業務を担当する課長をいう。

⑷　「工事」とは、物件の建造、制作、改造、修理等の工事をいう。

⑸　「建設工事」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する土木、建築、電気、機器等の工事（道床バラスト製作及び運搬作業、その他建設工事に関連する工事を含む。）をいう。

（執行伺）

第３条　主務課長は工事等を発注しようとするときは、あらかじめ工事施工伺（別記第１号様式）により所定の決裁を受けなければならない。

（契約方式）

第４条　当社の行う工事等の請負契約における契約方式は、原則として、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　指名競争契約　契約責任者が契約に必要な事項を特定の複数者に通知し、その申込者たちにより競争入札を行い、それらのうち基準価格以下で最低の価格をもって入札した者と契約を締結する契約方式

⑵　随意契約　契約責任者が適当と認めた特定の者と基準価格以下又は適当と認める価格で契約を締結する契約方式

（基本契約書）

第５条　契約責任者は継続的若しくは反復的に取引き、又は請負の契約を行う場合、その他特に必要と認めるときは、基本契約書（別記第２号様式）を取り交わしておくことができるものとする。

（随意契約）

第６条　次の各号に掲げる場合は随意契約により、契約することができる。

⑴　基準価格が５００万円を超えない場合。

⑵　工事等の性質又は目的が指名競争契約に適しないとき。
⑶　緊急の必要により指名競争入札に付すことができないとき。
⑷　指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
⑸　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき。
⑹　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
⑺　落札者が契約を締結しないとき。
⑻　その他、指名競争入札により契約を締結できないとき。

２　随意契約を行う場合は、第７条第５項に規定する契約の候補者すべてから見積書を徴収し、基準価格以下で最低価格を提示した者と契約を行うものとする。ただし、これらの候補者のうち見積書の提出に応じない者があるときは、この者を除いて見積書を比較し契約の相手方を決定する。

（契約の候補者の選定）

第７条　契約の候補者は、原則として当社と基本契約書を取り交わしている者の中から資力、信用、技術、経験等の当該工事等の執行に必要な要件を有する者から選定する。

２　契約の候補者の選定は、工事等指名業者選定委員会が行い、結果を請負業者選定調書（別記第３号様式）により契約責任者に送付する。ただし、１件の基準価格が５００万円を超えない場合は、契約責任者がこれを行う。

３　工事等指名業者選定委員会は、副社長、当社各部の部長及び各課の課長並びに社長の指名する者から構成し、必要に応じて開催する。

４　契約の候補者の推薦は、指名業者推薦書（別記第４号様式）により主務課長が行うものとする。

５　契約の候補者数は基準価格の額により次の各号の定めるところによる。

⑴　２５０万円未満　一者以上
⑵　２５０万円を超え５，０００万円未満　二者以上
⑶　５，０００万円以上　三者以上

（通知）

第８条　指名競争入札による入札、又は随意契約による見積合わせに関する通知は、工事入札（見積）通知（別記第５号様式）により通知する。

２　前項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項のうち、必要なものについて行う。

⑴　入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出日時及び場所
⑵　契約の目的、図面、示方書、数量その他契約の内容に関する事項
⑶　参考資料の提出の有無
⑷　現場説明又は工事内容の説明に関する事項
⑸　その他契約の締結に必要な事項

３　通知は、入札の場合にあっては入札日の５日前、見積合わせの場合にあっては見積書提出期日の前日までに行うものとする。

（入札）

第９条　入札は契約担当者が執行するものとする。

２　入札は別に定める入札約款に基づき行わなければならない。

（開札）

第１０条　前条第１項の規定により入札を執行する者（以下「入札の執行者」という。）は、開札に当たっては落札者及びその金額を読みあげなければならない。

２　入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読みあげなければならない。

（入札不調に伴う措置）

第１１条　再度入札の結果においても落札者がないときは、入札の執行者は最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）から見積りを徴し随意契約をすることができるものとする。ただし、最低札の金額と基準価格との差が大きい等のため入札の執行者が見積りを徴することが適切でないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の規定により契約の相手方が決定しないときは、契約責任者は、当該工事等に係る設計について検討のうえ、指名替え又は設計変更等再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

（基準価格）

第１２条　基準価格は、基準価格書（別記第６号様式）により契約責任者が作成するものとする。

（契約の締結）

第１３条　契約責任者は契約を締結するときは、当該契約に必要なものを記載した契約書を作成し、相手方となるべき者と取り交わすものとする。

（契約書の省略）

第１４条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は契約書の作成を省略することができる。

⑴　契約金額の総額が建設工事にあっては５００万円未満、その他については２００万円未満の場合。

⑵　第５条の規定により基本契約書を取り交わしている場合。

２　契約責任者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の相手方から工事注文請書（別記第７号様式）を提出させるものとする。ただし、契約金額が１００万円を超えない場合は、この限りでない。

（かし担保）

第１５条　契約責任者は工事目的物にかしがあるときは、工事の目的物の引渡しの日から１年間（石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するもの、建物その他の土地の工作物の場合は２年間）契約の相手方に対してその補修若しくは損害賠

償を請求することができる。

（増減工事の契約等）

第１６条　契約を締結し、請負者が既に施工中の工事等（以下「本工事等」という。）について、契約変更により契約額を増減することができる。

２　前項の規定において増額変更ができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

⑴　追加して発注しようとする工事等（以下「増工事等」という。）の設計を本工事等の設計と分離して行うことが不適当であるとき。

⑵　増工事等に係る設計金額が本工事等の設計金額に比して極めてわずかであるとき。

⑶　その他契約変更により行うことが特に必要であると認められるとき。

３　第１項の規定において減額変更ができる場合は、その工事等の一部について必要がないことが判明し、契約の相手方が減額の変更契約に応じる場合とする。

（工期の延長）

第１７条　契約責任者は、契約の相手方から工期延期承認願が提出されたときは、その内容について審査し、やむを得ないと認められるときは、工期の延長に関する変更契約を締結するものとする。

（秘密の厳守）

第１８条　工事等の契約事務に携わるものは、業者の指名及び工事金額等に関し、職務上知り秘密を守らなければならない。

附　則

この規程は、平成８年７月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成１３年５月１６日から適用する。

附　則

この規程は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から適用する。

別　記

第１号様式（第３条）

工事施工伺

<table>
<tr><td colspan="2">い鉄〇第　号</td><td colspan="2">立案　　年　　月　　日
決裁　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">立案課長</td><td colspan="2">立案者</td></tr>
<tr><td colspan="4">（決裁欄）
〇〇〇　　〇〇〇　　〇〇〇
総務課長　　契約担当者</td></tr>
<tr><td colspan="2">件名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施工理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄道施設の変更手続</td><td colspan="2">認可　・　事前届出　・　事後届出　・　不要
（　　年　　月　　日　実施済み　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">部外協議　　有　・　無</td><td colspan="2">用地買収　　有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">財産異動　　有　・　無</td><td colspan="2">謄　本　　有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">費目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施工方法</td><td colspan="2">（　　）請負　　随意契約・指名競争契約</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から
年　　月　　日まで　　請負　　日間</td></tr>
<tr><td colspan="2">監督施工区</td><td colspan="2">いすみ鉄道株式会社</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">添付書類</td><td>示方書</td><td colspan="2">予算書</td></tr>
<tr><td>追加示方書</td><td colspan="2">発生品引取予定調書</td></tr>
<tr><td>支給材料・貸与品調書</td><td colspan="2">図面（全葉）</td></tr>
<tr><td colspan="2">見積（入札）通知書</td><td colspan="2">工事等注文書</td></tr>
</table>

第２号様式（第５条）

工事請負基本契約書

第３号様式（第７条）

請負業者選定調書

（委員の職名）				

選定委員会開催日	年　　月　　日
件名	
工事の種類及び見積期間	見積期間　　日間
契約方法	随意契約・指名競争契約
選定請負人	
記事	稟議による場合　最終稟議日　　年　　月　　日

第４号様式（第７条）

指名業者推薦書

年　　月　　日

件名

作成者　職氏名　　印

会社名	住所・電話番号 資本金（千円） 従業員数	主な業績	過去の実績

第５号様式（第８条）

工事入札（見積）通知

年　　月　　日

様

いすみ鉄道株式会社

（代表者　職氏名）　　印

下記により入札（見積）を行いますので希望があれば参加されるよう通知します。

工事箇所	
工事名（件名）	
入札・見積日時及び場所	年　　月　　日　　時　　分　執行 いすみ鉄道株式会社
入札約款及び契約条項を示す日時・場所	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで いすみ鉄道株式会社
施工期間及び保証金	日間 入札及び契約保証金　（　免除　・　　円　）
貸与品及び貸与場所	
支給材料及び支給場所	
入札・見積書あて名	
添付書類	示方書　　通、図面　　葉
その他	

第６号様式（第１２条）

基準価格書

工事名（件名）

一金　　円也

（入札（見積）書比較価格　　円也）

いすみ鉄道株式会社
契約責任者
氏名　　印

第７号様式（第１４条）

工事注文請書

収入印紙

いすみ鉄道株式会社

（代表者　職氏名）　　様

契約番号			
工事名			
工事箇所			
期限			
契約金額			
請求書受理箇所		代金支払箇所	
監督箇所			

（摘要欄）	（添付書類）
１　発生品	１　請負金額内訳書
２　貸与品	２　基本契約書追加条項等
３　支給材料	３　示方書等
４　前金払	４　示方書追加事項等
	５　内容説明書
	６　図面　　葉
	７　参考図　　葉

上記について、工事請負基本契約書を遵守のうえお請けいたします。

年　　月　　日

請負者　住所

氏名　　印

○　平成８年７月制定

「いすみ鉄道株式会社建設工事契約事務規程」を廃止し、「建設工事等契約事務取扱規程」及び「入札約款」を制定（平成８年７月１日決裁（専務取締役専決））

○　平成９年４月改正

平成９年４月１日実施の会社組織変更（旅客営業課の設置）に伴い、別記第２号様式（請負業者選定調書）中、委員の職名を改正（平成９年４月１日決裁（専務専決））

【改正前】

「　専　　務　　常　　務　　総務課長　　運輸課長　　工務課長　」

【改正後】

「　専　　務　　常　　務　　総務課長　　旅客営業課長　　運輸課長　　工務課長　」

○　平成１３年５月改正

工事発生品の処理に関する取扱いに係る条項を基本契約書に追加することに伴う一部改正

【改正前】

【改正後】

別記様式第２号　工事請負基本契約書に次の一条を追加

第５５条　工事の施工により発生する別紙（発生品引取予定調書）記載の発生品は、乙が引き取るものとし、その数量については、監督員の確認を受け発生品引取受領書を提出する。なお、数量の増減があっても発生品引取予定調書に記載する単価とする。また、発生品の売却代金（消費税５％を含む）については、請負代金と相殺する。

○　平成１４年４月改正

平成１４年４月１日実施の会社組織変更（役員構成の変更、旅客営業課の廃止）に伴う改正

①　第７条第３項に規定する構成員

②　別記第１号様式（工事施工伺）及び第２号様式（請負業者選定調書）中、委員の職名を改正

【改正前】

第７条

３　工事等指名業者選定委員会は、専務、常務及び当社各課の課長等から構成し、必要に応じて開催する。

別記第１号様式

「　専　　務　　常　　務　　総務課長　　総務副長　　事務主任　」

第２号様式

「　専　　務　　常　　務　　総務課長　　旅客営業課長　　運輸課長　　工務課長　」

【改正後】

第７条

３　工事等指名業者選定委員会は、副社長、顧問、鉄道部長及び当社各課の課長等から構成し、必要に応じて開催する。

別記第１号様式

「　副社長　　顧　　問　　鉄道部長　　総務課長　　契約担当者　」

別記第２号様式

「　副社長　　顧　　問　　鉄道部長　　総務課長　　運輸課長　　工務課長　」

○　平成１９年１月改正

指名業者選定委員会の委員の構成、調書等の明確化を図るとともにその他の所要の規定整理を行う。

（平成１９年　　月　　日決裁、平成１９年４月１日施行）

【改正前】

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の意義は次のとおりとする。

(1)　「契約責任者」とは、契約の締結、履行、解除、その他契約に関する一切の事務を担当する当社の者をいう。

(2)　「契約担当者」とは、契約の締結に関する事務を担当する当社の者をいう。

(3)　「工事」とは、物件の建造、制作、改造、修理等の工事をいう。

(4)　「建設工事」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する土木、建築、電気、機器等の工事（道床バラスト製作及び運搬作業、その他建設工事に関連する工事を含む。）をいう。

【改正後】

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の意義は次のとおりとする。

(1)　「契約責任者」とは、契約の締結、履行、解除、その他契約に関する一切の事務を担当する当社の者をいう。

(2)　「契約担当者」とは、入札に関する事務を担当する当社の者をいう。

(3)　「主務課長」とは、工事等の契約の締結及び施工に関する業務を担当する課長をいう。

(4)　「工事」とは、物件の建造、制作、改造、修理等の工事をいう。

(5)　「建設工事」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する土木、建築、電気、機器等の工事（道床バラスト製作及び運搬作業、その他建設工事に関連する工事を含む。）をいう。

契約担当者、主務課長（現３条本文中に規定されている）の定義について、文言を整理した上で本条に規定する。

【改正前】

（施行伺）

第３条　工事等の契約及び施工に関する課長は工事を発注しようとするときは、あらかじめ施行伺（別記第１号様式）により所定の決裁を受けなければならない。

【改正後】

（執行伺）

第３条　主務課長は工事等を発注しようとするときは、あらかじめ工事施工伺（別記第１号様式）により所定の決裁を受けなければならない。

見出しを「執行伺」に改めるとともに、別記第１号様式の名称を修正

「第７条第４項」を「第７条第５項」に改める。

７条の改正に伴う、引用条項の整理

【改正前】

（契約の候補者の選定）

第７条　契約の候補者は、原則として当社と基本契約書を取り交わしている者の中から資力、信用、技術、経験等の当該工事等の執行に必要な要件を有する者から選定する。

２　契約の候補者の選定は工事等指名業者選定委員会が行うものとする。（別記第３号様式）ただし、１件の基準価格が５００万円を超えない場合は、契約責任者がこれを行う。また、契約の候補者の推薦は工事等の担当課長が行うものとする。（別記第４号様式）

３　工事等指名業者選定委員会は、副社長、顧問、鉄道部長及び当社各課の課長等から構成し、必要に応じて開催する。

４　契約の候補者数は基準価格の額により次の各号による。

⑴　２５０万円未満　一者以上

⑵　２５０万円を超え５，０００万円未満　二者以上

⑶　５，０００万円以上　三者以上

【改正後】

（契約の候補者の選定）

第７条　契約の候補者は、原則として当社と基本契約書を取り交わしている者の中から資力、信用、技術、経験等の当該工事等の執行に必要な要件を有する者から選定する。

２　契約の候補者の選定は、工事等指名業者選定委員会が行い、結果を請負業者選定調書（別記第３号様式）により契約責任者に送付する。ただし、１件の基準価格が５００万円を超えない場合は、契約責任者がこれを行う。

３　工事等指名業者選定委員会は、副社長、当社各部の部長及び各課の課長並びに社長の指名する者から構成し、必要に応じて開催する。

４　契約の候補者の推薦は、指名業者推薦書（別記第４号様式）により主務課長が行うものとする。

５　契約の候補者数は基準価格の額により次の各号の定めるところによる。

⑴　２５０万円未満　一者以上

⑵　２５０万円を超え５，０００万円未満　二者以上

⑶　５，０００万円以上　三者以上

第２項に規定されている「指名業者選定委員会の別記第３号様式による選定結果の送付」について明確化する。

第３項に規定されている指名業者選定委員会の委員の構成について、明確化した（①鉄道部長→各部の部長～総務部長を含める、②顧問については、常設の職ではないので、他のケースの場合も想定し社長の指名する者とする）し、様式中からは委員の職名を抜く（調書作成時点で記載作成する）。

現行の第２項後段に規定されている「主務課長からの別記第４号様式による契約の候補者の推薦」について、文言を整理した上で、第４項として規定する。

現行の第４項については、文言を整理した上で第５項とする。

【改正前】

（入札）

第９条　入札は契約担当者が執行するものとする。（以下「入札の執行者」という。）

２　入札は別に定める入札約款に基づき行わなければならない。

（開札）

第１０条　入札の執行者は、開札に当たっては落札者及びその金額を読みあげなければならない。

２　入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読みあげなければならない。

【改正後】

（入札）

第９条　入札は契約担当者が執行するものとする。

２　入札は別に定める入札約款に基づき行わなければならない。

（開札）

第１０条　前条第１項の規定により入札を執行する者（以下「入札の執行者」という。）は、開札に当たっては落札者及びその金額を読みあげなければならない。

２　入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読みあげなければならない。

「入札の執行者」にかかる定義付けを明確化する。（第９条、第１０条）

第１１条中「積算」を「設計」に改める。

入札不調時に検討する工事内容について現行規定の「積算」から「設計」に改める。（県規程の例）

【改正前】

（基準価格）

第１２条　基準価格は契約担当者の指示により契約責任者が作成するものとする。（別記第６号様式）

【改正後】

第１２条　基準価格は、基準価格書（別記第６号様式）により契約責任者が作成するものとする。

基準価格の作成に係る契約責任者の責務を明確化する。

【改正前】

（契約書の省略）

第１４条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は契約書の作成を省略することができる。ただし、この場合契約の相手方から請書（別記第７号様式）を提出させるものとする。なお、契約金額が１００万円を超えない場合は、省略できるものとする。

(1)　契約金額の総額が建設工事にあっては５００万円未満、その他については２００万円未満の場合。

(2)　第５条の規定により基本契約書を取り交わしている場合。

【改正後】

（契約書の省略）

第１４条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は契約書の作成を省略することができる。

(1)　契約金額の総額が建設工事にあっては５００万円未満、その他については２００万円未満の場合。

(2)　第５条の規定により基本契約書を取り交わしている場合。

２　契約責任者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の相手方から工事注文請書（別記第７号様式）を提出させるものとする。ただし、契約金額が１００万円を超えない場合は、この限りでない。

本文ただし書について、文言整理した上で、第２項として規定する。

別　記

第１号様式（第３条関係）　　工事施工伺

【改正前】

「　副社長　　顧　　問　　鉄道部長　　総務課長　　契約担当者　」

【改正後】

「　○○○　　○○○　　○○○　　総務課長　　契約担当者　」

金額により決裁権者が異なり（業務規程第１０条；１件３０００万円以上の工事を除き専務取締役専決）、また、総務部の所掌案件では「鉄道部長」は「総務部長」となるため、様式中からは、決裁権者以下の職名を削除する。「総務課長」（＝予算担当者として）と「契約担当者」はそのまま

第３号様式（第７条関係）　　請負業者選定調書

【改正前】

「　副社長　　顧　　問　　鉄道部長　　総務課長　　運輸課長　　工務課長　」

【改正後】

「　（委員の職名）　」

様式中からは具体的職名を削除し、その時点での第７条の規定による委員職名を記載することとする。